

# 一般社団法人仙崎漁業無線協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人仙崎漁業無線協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を山口県長門市仙崎 4295 番地 8 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、電波の公平かつ能率的利用により海上における災害を防止し、漁船の航海及び操業の安全を確保し、一般公共の利益を増進するために会員が共同して漁業用海岸局及びその他電気通信施設の設置及び運用並びにそれに附帯する事業を行い、漁業無線通信の継続的発展と水産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 漁業用海岸局の設置及び運用
  - (2) 遭難、緊急、安全、要急通信の聴守と取扱
  - (3) 漁業指導監督用海岸局業務及び電気通信業務に関する業務その他の業務受託
  - (4) 気象注意報及び警報、船舶の安全に関する事項の情報配信
  - (5) 漁業無線に関する技術の向上及び知識の普及促進
  - (6) 無線従事者養成講習会の開催及び支援
  - (7) その他前各号に付帯する事業及び本協会の財務を補うための収益事業
  - (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、山口県内において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 山口県内に住所又は漁業根拠地を有し、本協会の運営する漁業用海岸局を利用しようとする漁業船舶局の所有者又はその使用者である個人又は法人で本協会の目的に賛同して入会したもの
  - (2) 準会員
    - ア 山口県外に住所又は漁業根拠地を有し、本協会の運営する漁業用海岸局を利用する漁業船舶局の使用者で本協会の目的に賛同して入会したもの
    - イ 山口県内で本協会以外の漁業用海岸局に所属する船舶局の所有者又はその使用者で本協会の目的に賛同して入会したもの
  - (3) 構成会員 本協会の地区内で漁業を営む者を主たる構成員とする法人若しくは団体又は当該法人若しくは当該団体を構成員とする法人若しくは団体で本協会の目的に賛同して入会したもの
  - (4) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、本協会の財政的支援を目的として入会した個人又は法人
- 2 前項の会員のうち、正会員及び構成会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書に、総会において別に定める会費徴収規程に基づく入会金を添えて理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費徴収規程に基づく会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員がその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 3 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員及び総構成会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失蹤宣告を受け、又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員及びすべての構成会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第13条 総会は、定期総会として事業年度終了後2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

- 2 前項の定期総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員及び総構成会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員及び構成会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員又は構成会員の各1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員及び総構成会員の議決権の過半数を有する正会員及び構成会員が出席し、出席した当該正会員及び当該構成会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び総構成会員の半数以上であって総正会員及び総構成会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上13名以内
- (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

- 4 本協会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族(配偶者又は三親等内の親族その他特殊な関係にある者を含む。)の合計数が理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### (理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
  - 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

- 第24条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、職務を行うために要する費用を弁償する。

#### (役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (顧問)

- 第26条 本協会に、任意の機関として、顧問を1名置くことができる。
- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
  - 3 顧問は、次の職務を行う。
    - (1) 会長の相談に応じること。
    - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
  - 4 顧問は無報酬とし、職務を行うために要する費用を弁償することができる。
  - 5 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第6章 理事会

#### (構成)

- 第27条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本協会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本協会と類似の目的を有する公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第38条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第40条 本協会は、事業を推進し、及び事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第11章 補則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は津室喜久とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。